南島原市

子ども福祉医療費助成制度に係る現物給付拡大について

1 拡大内容

【太枠部分が今回の拡大分】

	乳幼児福祉医療	小中学生福祉医療
対象	南島原市に住民登録があり、健康 保険に加入している未就学児	南島原市に住民登録があり、健康保険 に加入している中学生までの児童
診療区分	入院・通院(外来)・調剤	乳幼児と同じ
助成内容	1か月ごと病院ごとに、入院・通院 とも、1日800円、2日以上1,600 円の自己負担を超える分を助成。 院外処方の調剤薬局分は無料。	乳幼児と同じ
支給方法	現物給付 ※県外受診分は償還払い	償還払いから 現物給付に変更 ※南島原市、島原市、雲仙市、長崎市、 諫早市、大村市、西海市、東彼杵町、 川棚町、波佐見町、長与町、時津町以外 受診分は償還払い
公費負担者 番号	80420144	80420144
受給者証	黄色 ※公費負担者番号、7桁の受給者 番号が記載されたもの)	緑→黄色 ※公費負担者番号の記載がないものは 現物給付に対応していません。 (高校生(青色)、ひとり親の親(黄 色)は償還払いです)

2 医療機関等における取扱について

・受給者証の確認

現物給付を行うには、南島原市が発行する<u>現物給付用の受給者証(黄色)</u>が必要です。受給者証の左上に「<mark>現物</mark>」の文字があることをご確認ください。

受診の都度、受給者証の提示を求めご確認ください。なお、受診者の住所に変更 がないかのご確認も併せてお願いいたします。

3 拡大開始時期

令和5年10月1日から